

A 級仕切り貫通部の承認試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

A 級仕切り貫通部の承認試験に関する事項

改正理由

A 級仕切りの貫通部の火災試験に関し、IMO 火災試験方法コード (FTP コード) においては、鋼製スリーブを使用する一般的な貫通部に対しては詳細な要件が規定されているが、特殊な貫通部に対してはその特殊性を考慮した追加の試験を行う旨の要件のみが規定されている。

当該規定に関し、IACS は、薄肉の鋼製スリーブ等を使用する特殊な A 級仕切り貫通部を使用する場合の追加の要件を定める統一解釈 FTP6 を採択しており、本 IACS 統一解釈は既に本会規則に取り入れられている。

本 IACS 統一解釈においては、ペン等の先端が尖った器具を貫通部に挿入することにより貫通部の気密性を評価する旨規定しているが、2014 年 3 月に開催された IMO 第 1 回設備小委員会 (SSE1) において本 IACS 統一解釈について検討が行われた結果、器具は一般的な火災試験で使用されるものが望ましいとの理由から、貫通部の気密性を評価するための器具を FTP コードで規定される 6mm ギャップゲージとする旨の修正が加えられた統一解釈が合意された。本統一解釈については、2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC94) において承認され、MSC.1/Circ.1488 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1488 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

薄肉の鋼製スリーブ等を使用する特殊な A 級仕切り貫通部については、MSC.1/Circ.1488 による旨規定した。